

建築物の解体・改修工事作業を行う皆様へ
～ PCB を含む電気機器等の取扱いにご注意ください ～

PCB 廃棄物の取扱い

- PCB 廃棄物は、工事業者（元請業者）の廃棄物ではありません。
- 建物所有者に代わって、工事業者が PCB 廃棄物を処理（運搬、保管、処分）することはできません。

- 1 建築物の解体等の際に発生するトランス、コンデンサ、蛍光灯・水銀灯安定器等は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含むおそれがありますので、建物所有者に連絡し、必ず製造事業者への確認または分析により、PCB の使用または混入の有無を確認する必要があります。
- 2 PCB を含むトランス等は PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物）に該当し、処理責任は建物所有者が負うこととなりますので、建物所有者に PCB 廃棄物を引き渡してください。

* 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第 11 条の規定により、有償無償を問わず譲渡及び譲受けの禁止が適用されます。

【罰則】 3 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科

* PCB 廃棄物の収集・運搬（積替え・保管）は、特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物）収集運搬業の許可が必要です。

【罰則】 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されるほか、法人に対し 1,000 万円以下の罰金

～ 以下のページも併せてご覧ください ～

◆ 環境省【ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理】

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

◆ 国土交通省【パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」】

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/fukusanbutsu/asbest/yougai.pdf>

◆ 経済産業省【PCB 含有電気工作物に関する手続きの方法と様式について】

http://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html

【問合せ先】 千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課 TEL : 043-245-5682

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/index.html>